

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市平木町 4 番 1 号 平木小学校内
法人種別	
代表者職氏名	
電話番号	0 7 9 8—6 2—1 4 2 7

第 2 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業			
事業所の名称	小規模保育園 保育ルームうさぎたんぽぽ			
事業所の所在地	西宮市平木町 4 番 1 号 平木小学校内			
電話番号・FAX	電 話 0 7 9 8—6 2—1 4 2 7 FAX 0 7 9 8—6 2—1 4 2 7			
管理者氏名				
利用定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
	3 人	4 人	4 人	1 1 人

* 生後 10 ヶ月から

第 3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

（1）事業の目的・運営の方針

- ・家庭的な雰囲気を大切にし、落ち着いた環境のもとで保育士とのスキンシップを深めていく。
- ・一人ひとりの個性を大切にした保育を心がけ、優しくたくましく主体性のある子どもを育てていく。
- ・保育に欠ける子どもの保育を行い、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とし子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する生活の場を提供する。

(2) 保育の内容

- ・保育の提供
- ・特別な配慮を含めた一人ひとりの子どもへの対応を全職員が連携協力して保育をする。
また、必要に応じて嘱託医や西宮市の支援員に相談し、指導指示を受けるようにする。
- ・食育(給食)
- ・保護者支援
- ・保育にかかる行事など

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施 設	構 造	鉄筋造 3階建て 1階
	延 床 面 積	69.3㎡

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	2室	
ほ ふ く 室	1室	
保 育 室	1室	
調 理 室	1室	
職 員 用 便 所	1室	
屋外遊戯場		代替場所 青木公園 徒歩 10 分 施設から距離 900m

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連 携 施 設 の 種 類	市立認定こども園
連 携 施 設 の 名 称	西宮市立芦原あおぞらこども園
連 携 協 力 の 概 要	園庭開放、保育に関する相談・助言など

第6 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1	1	—	
保育士	5	2	3	
保育従事者	2	1	1	
栄養士・調理員	1	0	1	

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
代表	7 : 1 0 ~ 1 6 : 1 0	園長、全職員の指導、保護者 支援など
保育士	早出 7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅出 9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0	
パート保育士	早出 7 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0 日勤 8 : 3 0 ~ 1 3 : 0 0 遅出 1 4 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0	
調理員	9 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0	

※ ローテーションにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金（祝日を除く）
原則時間	平日	8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
	土曜日	なし
開所時間 (延長保育)	平日	7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
	土曜日	なし
保育短時間認定に係る保育時間		8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
保育標準時間認定に係る保育時間		7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に
応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1） 当事業所の保育理念

- ・家庭的な雰囲気を大切にし、落ち着いた環境のもとでスキンシップを深めていく。
- ・一人ひとりの個性を大切にしたい保育を心がけ、優しくたくましく主体性のある子どもを
育てていく。
- ・保育に欠ける子どもの保育を行い、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とし
子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する生活の場を提供する。

（2） 当事業所の目標

- ・一人ひとりの子どもの個性を大切にする。
- ・落ち着いた環境のもとで保育士とのスキンシップを深めていく。
- ・優しくたくましく主体性のある子どもを育てていく。

（3） 一日の流れ（一日の保育の流れは、だいたいの目安です。）

時間	活 動		
	0歳児	1歳児	2歳児
7：30	自由あそび(絵本、ままごと、保育士との触れ合い遊びなど)	自由あそび(絵本、ブロック、ままごと、保育士との触れ合い遊びなど)	自由あそび(絵本、ブロック、ままごと、保育士との触れ合い遊びなど)
9：00	お茶 排泄 外あそび（散歩）	お茶 排泄 外あそび（散歩）	お茶 排泄 外あそび（散歩）
9：30	雨天の場合	雨天の場合	雨天の場合
10：00	リズム、体操、描画など 給食	リズム、体操、製作、描画、粘土など 給食	リズム、体操、製作、描画粘土など 給食
11：15	着替え、排泄 絵本など 午睡	着替え、排泄 絵本など 午睡	着替え、排泄 絵本など 午睡
12：30	目覚めると自由あそび	目覚めると自由あそび	目覚めると自由あそび
15：15	おやつ（手作り）	おやつ（手作り） 製作、描画、粘土、絵本など	おやつ（手作り） 製作、描画、粘土、絵本など
16：00	順次降園	順次降園	順次降園
18：30			

(4) 年間行事計画

月	行 事
4 月	・慣らし保育期間（入園おめでとうの会）
5 月	・こいのぼり・定期健康診断（内科健診）
6 月	・定期健康診断（歯科検診）
7 月	・七夕まつり
8 月	・お湯あそび(プール)
9 月	・お湯あそび（前半まで…終了は天候により変動する）
10 月	・ハロウィン
11 月	・定期健康診断（医師の都合上10月の場合あり）
12 月	・クリスマス会
1 月	・お正月あそび（わらべうた）・平木小学校とんどまつり参加
2 月	・節分
3 月	・ひなまつり会 ・・入所前健康診断（嘱託医、小児科医師）

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します。

提携園の芦原あおぞらこども園の園庭開放へ時々遊びに出かけます。

(5) 給食の提供

完全給食を提供しています。アレルギー対応有り。

手作りおやつをしています。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

- ・災害その他緊急ややむをえない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合保育料は日割り計算になります。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

- ・0歳児～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童にかかる保育料については無償になります。
- ・月途中退園の場合は保育料の日割り計算をします。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。(任意)

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
アルバム代	写真や作成に要する材料購入のため。	卒園児(2歳児、一年以上の 保育期間が有る子ども) 1000円

※0, 1歳児は1枚50円でお子様の写真を購入する事ができます。

第 1 1 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満 3 歳に到達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 嘱託医

医 療 機 関 の 名 称	津田内科医院	浜田歯科
医 師 名	津田 大輔	浜田 潤一
所 在 地	丸橋町 8—4 9	両度町 3—2—4
電 話 番 号	0 7 9 8—5 1—7 9 5 8	0 7 9 8—6 4—4 1 8 2

第 1 3 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

第 1 4 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

当事業所では、避難勧告警戒レベル 3 で避難を開始します。避難場所は平木小学校の体育館とします。

第 1 5 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、避難訓練、火災、地震、防犯対策を月 1 度実施しています。また、子どもの命を最優先に考慮し、AED の設置、研修を行なっています。

第 1 6 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。緊急の場合は、西宮市子育て支援局の保育士に相談し、西宮子ども家庭センターに相談する場合もあります。

保育所は「児童虐待の防止等に関する法律」第 5 条および第 6 条により、虐待を受けたと思われるような傷やあざ等があった場合は虐待の通告義務があります。身体的苦痛（叩く蹴る物を投げる）や精神的苦痛（暴言等）を与えるような関わりは虐待となりしてはならないこととされています。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	氏名 電話番号 0798-62-1427
相談・苦情解決責任者	氏名 電話番号 0798-62-1427
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。 なるべく面談で話し合いを重ねて解決していきたいと思いをします。

第18 その他留意していただきたいこと

- (1) 小学校内の施設なので、車での送迎は禁止です。西門の駐停車、東門からの送迎も禁止されています。
(緊急時のみ保護者が園長か管理者に要相談してください。)
- (2) 小学校の夏休みの間に施設点検のため断水、電気点検による停電の日が2日間あります。
その日の保育時間は保護者と要相談し、保育に支障をきたすので、お休みか午前中保育に協力して頂いております。お盆、年末年始、年度末(3月31日)も都合のつく場合はご協力して頂いております。
- (3) 気象庁から「レベル3 の警報」や「レベル4 の危険警報」が午前7時現在発表されている場合西宮市の小学校は休校となります。保育園は原則開所予定ですが、登降園は危険を伴うため、また遠方からくる保育士も出勤できない場合があるため、ご家庭で保育が可能な方は家庭保育にご協力ください。状況により園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐにお迎えに来られる体制をとっておいてください。
電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など保育に支障をきたす被害があった場合は臨時休園とします。

午前7時現在西宮市に以下のいずれかの情報が発表・発令されている場合は臨時休園とします。7時以降に発令された場合園でも避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えをお願いします。

① 気象庁からレベル5 の特別警報の発表

② 西宮市から警戒レベル4 (避難指示) 以上が当園の所在する地域に発令

- (4) 保育中に発熱、おう吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

医療機関を受診する際は必ず保育所に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か確認してから登園してください。

※この重要事項説明書の内容は、2026年6月現在の情報です